

鳥取県医療機能情報提供制度実施要領（新旧対照表）

第1条 鳥取県医療機能情報提供制度実施要領の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="286 483 385 515"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="264 531 922 563"><u>この要領は、令和6年12月 日から施行する。</u></p>	

第2条 鳥取県医療機能情報提供制度実施要領の一部を次のように改正する。

様式第2号を別添のように改める。